千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則について

総 務 部 税 務 課

〔改正理由〕

地方税法の一部改正に伴う所要の規定及び様式の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成１９年千葉県規則第３７号）の一部を改正した。

改　正　の　概　要	備　考
１　改正内容 （１）県民税利子割の清算制度が導入されたことに伴い、所要の規定の整備を行った。 （第４条関係） （２）引用する地方税法の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行った。 （第５７条関係） （３）その他、所要の様式の整備を行った。 （別記第３８号様式関係） **２　施行期日** （１）及び（２）　公布の日（令和８年１１月１３日） （３）　令和８年１２月１日	